



平成23年7月26日現在

# 9月1日以降の 一部負担金・利用料免除について (医科・介護)

---

平成23年7月22日

- 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて  
(その10) (7月以降の診療等分の取扱い)
- 東日本大震災に係る入院時食事療養費等の標準負担額の免除期間の取扱いについて  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001jv24.html>

平成23年7月26日

- 東日本大震災に係る食費及び居住費等に関する補助の適用期間の取扱いについて



平成23年7月22日現在

# 9月1日以降の 一部負担金免除について

---

平成23年7月22日

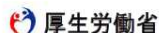
●東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(その10) (7月以降の診療等分の取扱い)

●東日本大震災に係る入院時食事療養費等の標準負担額の免除期間の取扱いについて

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001jv24.html>

# 医科 周知用ポスター

医療機関等を受診された被災者の方々へ



平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 保険診療を受ける際には、従来通り、窓口での「保険証」(被保険者証)の提示が必要になります。
2. 窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の「免除証明書」の提示が必要となります。

平成23年7月1日からは、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となりますので、ご加入の医療保険の保険者に申請して下さい。

- ・免除となるのは、平成24年2月29日までです。(入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成23年8月31日までを予定)
- ・なお、免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、支払った窓口負担の還付を受けることができますので、申請をお願いします。

(窓口負担が免除される方)

- (1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
  - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
  - ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
  - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

※ ただし、「以下の市町村国保にご加入の方」又は「以下の3県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、右欄の日から免除証明書の提示が必要となります

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
	女川町	平成23年10月 1日
宮城県	南三陸町	平成23年 9月 1日
	田村市、南相馬市	平成23年 8月 1日
福島県	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間終了まで 免除証明書は不要

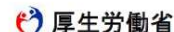
◎ご加入の医療保険の保険者への  
保険証や免除証明書の申請を忘れずに。

申請の方法等のお問い合わせは、ご加入の医療保険の保険者をお願いします。

新  
平成  
23  
年  
7  
月  
22  
日  
発

旧  
平成  
23  
年  
6  
月  
28  
日  
発

医療機関等を受診された被災者の方々へ



平成23年7月1日から医療機関等の窓口での取扱いが下記のように変わります。

1. 保険診療を受ける際には、従来通り、窓口での「保険証」(被保険者証)の提示が必要になります。
2. 窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の「免除証明書」の提示が必要となります。

平成23年7月1日からは、一部負担金等の免除証明書の提示が必要となりますので、ご加入の医療保険の保険者に申請して下さい。

- ・免除となるのは、平成24年2月29日までです。(入院時食事療養費及び入院時生活療養費については、別途定める期限までの間)
- ・なお、免除の対象となる方で、免除証明書を提示できず窓口負担を支払った方は、支払った窓口負担の還付を受けることができますので、申請をお願いします。

(窓口負担が免除される方)

- (1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
  - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
  - ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
  - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

※ ただし、「以下の市町村国保にご加入の方」又は「以下の3県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、右欄の日から免除証明書の提示が必要となります

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
	女川町	平成23年10月 1日
宮城県	南三陸町	平成23年 9月 1日
	田村市、南相馬市	平成23年 8月 1日
福島県	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間終了まで 免除証明書は不要

◎ご加入の医療保険の保険者への  
保険証や免除証明書の申請を忘れずに。

申請の方法等のお問い合わせは、ご加入の医療保険の保険者をお願いします。

# 一部負担金免除の範囲

---

## ■ 要件

### ■ 「免除証明書」を提示

- 診療分及び調剤分の「一部負担金」を免除

## ■ 猶予される項目と猶予期間

### ■ 一部負担金

- 当面平成24年2月29日まで

### ■ 入院時食事療養費および入院時生活療養費

- 当面平成23年8月31日まで

延長

### ■ 平成23年9月以降も当面、支払い免除を継続

- 免除証明書によっては、入院時食事療養費及び入院時生活療養費の標準負担額の免除の有効期間が平成23年8月31日までとされているもの、これを取り繕ったもの、空白のもの等があるが、その記載内容にかかわらず、追って連絡するまでの間、当面有効なものとして取り扱う。

# 一部負担金等免除証明書(社・国)

健康保険一部負担金等免除証明書

様式例2

被保険者証		記号	番号
被 保 険 者	氏名	男・女	生年月日 昭・平 年 月 日
	住所		
免 除 認 定 者	氏名	男・女	生年月日 昭・平 年 月 日
	住所		
特例の内容 及び 有効期限	<input type="checkbox"/> 一部負担金の免除 (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額の免除 (平成 年 月 日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで)		

上記のとおり証明する。  
平成 年 月 日

保険者番号

(様式3)

国民健康保険一部負担金等免除証明書

被保険者証		記号	番号
被保険者氏名		男・女	生年月日 昭・平 . .
世帯主氏名 又は 組合員氏名		男・女	
住所			
特例の内容 及び 有効期間	<input type="checkbox"/> 一部負担金の免除 (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額の免除 (平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)		

上記のとおり証明する。

## ■ 9月1日以降の取扱い

- 既に発行された一部負担金等免除証明書の「入院時食事療養費等の標準負担額の免除」に関する有効期限を修正する必要はない。
- 今後発行される一部負担金等免除証明書の「入院時食事療養費等の標準負担額の免除」に関する有効期限については、以下のように記載しても良い
  - ①「厚生労働大臣が定める日まで」と記載する
  - ②「平成23年8月31日まで」と印字された物を「厚生労働大臣が定める日まで」と取り繕う
  - ③空白にしておく
- **いずれの場合も、医療機関において有効な一部負担金等免除証明書として取り扱う。**

(注意  
こ  
た  
際  
ま  
1.  
だ  
2.  
3.  
至  
て  
4.  
て  
5.  
あ



平成23年7月26日現在

# 9月1日以降の 介護保険施設等利用料免除について

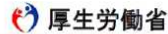
---

平成23年7月26日

- 東日本大震災に係る食費及び居住費等に関する補助の適用期間の取扱いについて

# 介護 周知用ポスター

介護サービスを利用される被災者の方々へ



平成23年7月1日から介護保険施設、介護事業所等での取扱いが下記のように変わります。

1. 介護サービスを受ける際には、介護事業所等に「保険証」(被保険者証)の提示が必要になります。

2. 利用者負担等が免除等となるためには、利用者負担の「免除証明書」等の提示が必要となります。

平成23年7月1日からは、利用者負担の免除証明書等の提示が必要となりますので、市町村(保険者)に申請して下さい。

- ・免除となるのは、平成24年2月29日までです。(介護保険施設等の食費・居住費等の減免は平成23年8月31日までを予定)
- ・なお、免除の対象となる方で、免除証明書等を提示できず利用者負担等を支払った方は、支払った利用者負担等の還付を受けることができますので、申請をお願いします。

(利用者負担が免除される方)

- (1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
  - ① 主たる生計維持者が住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院し収入が減少した方
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
  - ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
  - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

※ ただし、以下の市町村の方は、右欄の日から免除証明書等の提示が必要となります。

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
	宮古市	平成23年 9月 1日
宮城県	女川町、東松島市	平成23年 8月 1日
	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町	平成23年 9月 1日
	石巻市、南三陸町	平成23年 10月 1日
福島県	郡山市、南相馬市	平成23年 8月 1日
	白河市	平成23年 9月 1日
	広野町、楮葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間終了まで 免除証明書は不要

◎市町村への保険証や免除証明書等の申請を忘れずに。

申請の方法等のお問い合わせは、市町村の窓口をお願いします。

新  
平成23年7月26日 発

旧  
平成23年6月30日 発

介護サービスを利用される被災者の方々へ



平成23年7月1日から介護保険施設、介護事業所等での取扱いが下記のように変わりました。

1. 介護サービスを受ける際には、介護事業所等に「保険証」(被保険者証)の提示が必要です。

2. 利用者負担等が免除等となるためには、利用者負担の「免除証明書」等の提示が必要です。

3. 免除となるのは、平成24年2月29日までです(介護保険施設等の食費・居住費等の減免については、追ってお知らせする日までの間)。

※なお、免除証明書等を提示できず利用者負担等を支払った免除対象の方は、支払った利用者負担等の還付を受けることができますので、申請をお願いします。

(利用者負担が免除される方)

- (1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
  - ① 主たる生計維持者が住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院し収入が減少した方
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
  - ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
  - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

※ ただし、以下の市町村の方は、右欄の日から免除証明書等の提示が必要となります。

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成23年 8月 1日
	宮古市	平成23年 9月 1日
宮城県	女川町、東松島市	平成23年 8月 1日
	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町	平成23年 9月 1日
	石巻市、南三陸町	平成23年 10月 1日
福島県	郡山市、南相馬市	平成23年 8月 1日
	白河市	平成23年 9月 1日
	広野町、楮葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間終了まで 免除証明書は不要

◎市町村への保険証や免除証明書等の申請を忘れずに。

申請の方法等のお問い合わせは、市町村の窓口をお願いします。

# 介護保険施設等の利用料等免除の範囲

---

## ■要件

### ■「免除証明書」を提示

- 診療分及び調剤分の「一部負担金」を免除

### ■「食費・居住費減免認定証」を提示

## ■猶予される項目と猶予期間

### ■利用料

- 当面平成24年2月29日まで

### ■食費・居住費等

- 当面平成23年8月31日まで

延長

### ■平成23年9月以降も当面、支払い免除を継続

- 平成23年9月1日以降、有効期間が「平成23年8月31日まで」と記載されているなど、失効しているように見える認定証についても、当分の間、有効な認定証として取り扱う

# 食費・居住費減免認定証

(様式2)

介護保険施設等における食費・居住費減免認定証

被保険者番号			
被保険者氏名	男・女	生年月日	明・大・昭
住所			
有効期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		

上記のとおり証明する。  
平成 年 月 日  
市 町 村 長 印

この認定証は、東日本大震災により被災した被保険者が介護保険施設等における食費・居住費の減免措置を受けられることを証明するものです。

1. 介護サービス事業者に対し、この証明書を被保険者証に添えて提出してください。
2. 被保険者証を

## ■厚生労働省の標準様式

■認定証の様式は、発行する各市町村において、異なる場合もある。

### ■ 9月1日以降の取扱い

- 既に発行された、介護保険施設等における食費・居住費減免認定証(以下認定証)における有効期間を修正する必要はない。
- 今後発行される認定証の有効期間については、以下のように記載しても良い。
  - ①「平成〇年〇月〇日から「厚生労働大臣が定める日まで」と記載する。
  - ②「平成23年8月31日まで」と印字された物を「厚生労働大臣が定める日まで」と取り繕う
  - ③空白にしておく
- いずれの場合も、介護保険施設等において有効な認定書として取り扱う。